平成29年度第3回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成29年 6月15日 場所 十和田市役所議会会議室

平成29年度第3回十和田市農業委員会総会

- 2. 開 会 日 時 平成29年 6月15日(木) 午後2時01分
- 3. 閉 会 日 時 平成29年 6月15日(木) 午後2時39分
- 4. 出席委員(25名)

1番	箕 輪	展忠	君	2番	沢	目	喜作	人力	君
4番	竹 浦	寿 広	君	5番	竹ク	原	重	義	君
7番	宮 本	正志	君	8番	畠	Щ	新	市	君
9番	中野渡	稔	君	10番	赤	崎	和	夫	君
11番	北上	稔	君	12番	或	分	弘	志	君
13番	甲田	稔	君	14番	豊	JII	洋	人	君
15番	古館	成 光	君	16番	小	JII	正	孝	君
17番	新屋敷	より子	君	18番	杉	Щ	秀	明	君
19番	力 石	堅太郎	君	20番	米	田	_	典	君
21番	山崎	誠一	君	22番	佐々	木	君	信	君
23番	畑 山	喜太郎	君	24番	漆	坂	政	行	君
25番	下久保	トキ子	君	26番	野	崎	させ	う子	君
27番	中野	均	君						

- 5. 欠 席 委 員(1名)
 - 6番 漆畑敏男君
- 6. 欠 員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 農地の転用事実に関する照会について 報告第16号 報告第17号 農地等の現況について(十和田市) 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について 議案第15号 議案第16号 公売買受適格者の証明について 議案第17号 十和田市農用地利用集積計画の決定について 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について 議案第18号 議案第19号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平 成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について 十和田市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則の制定につ 議案第20号 いて

8. 議事録署名委員

2番 沢 目 喜代人 君

4番 竹浦寿広君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 佐々木 勇悦 事務局次長 市澤新 吾事務局農地係長 越田 守 事務局振興係長 力 石 浩 暢事務局主任主査 山崎和 也 事務局主任主査 野 月 明 久事務局主事 江 渡 俊 裕

10.書記

事務局主任主査 山 﨑 和 也

- 議 長(中野均君)本日の欠席通告者は6番 漆畑 敏男 委員です。出席委員は定足 数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成29年6月 6日告示招集いたしました平成29年度第3回十和田市農業委員会総会を開会い たします。
- 議 長(中野均君) これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名 を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認め、議長より指名いたします。2番 沢目 喜代人 委員、4番 竹浦 寿広 委員を指名いたします。
- 議 長(中野均君)会議書記には 山﨑 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を 任命いたします。
- 議 長(中野均君)次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。 総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
- 議 長(中野均君)次に報告第14号について事務局から報告をいたします。
- 事務局長(佐々木勇悦君)1ページをお願いいたします。報告第14号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いします。今回は3件で、全て合意解約によるものです。12番は22ページ15番で5条転用の申請があります。13番は14ページ48番で3条の賃貸借権の申請があります。14番は今後貸借を予定しております。以上です。
- 議 長(中野均君)報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)なしと認めます。よって報告第14号を報告済みといたします。
- 議 長(中野均君)次に報告第15号について事務局から報告をいたします。
- 事務局長(佐々木勇悦君)3ページをお願いします。報告第15号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。4ページから6ページになります。今回は11件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。4ページ19番は今後貸借を予定しています。20番は一部が農業用施設となっておりますが、その他は自ら耕作するものです。21番は平成12年10月18日に5条の転用許可を受けましたが、未完了となっております。22番は持分2分の1を相続し、共有者が耕作するものです。5ページをお願いします。23番から25番は自ら耕作するものです。26番は一部が山林となっておりますが、その他は自ら耕作するものです。27番は自ら耕作するものです。6ページをお願いします。28番は自ら耕作するものです。29番は一部を農協との受委託をしていますが、その他は自ら耕作するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思います。以上であります。

議 長(中野均君)報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)なしと認めます。よって報告第15号を報告済みといたします。
- 議 長(中野均君)次に報告第16号について事務局から報告をいたします。
- 事務局長(佐々木勇悦君)7ページをお願いします。報告第16号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。8ページをお願いします。今回の照会件数は3件4筆で、現地調査は6月6日に実施し、法務局への回答は6月8日に行っております。6番は後沢商店北側の道路を西に約230メートル直進し、突き当りを北に15メートル進んだ地点の道路の西側です。吾郷会館付近です。照会の場所は居宅の一部として使われていることから、非農地と回答しました。7番はコメリ十和田西店南側の道路を南に約270メートル進んだ地点の十字路から東に約150メートル進み、さらに南に約80メートル進んだ地点の道路の東側です。照会の場所は作業所の一部がはみ出して建っており、非農地と回答しました。8番の①は大不動集会所を北に切田方面に約90メートル進んだ地点の道路の

西側です。照会の場所は昭和47年建築の物置と昭和51年建築の作業所が建っており、非農地と回答しました。8番の②は大不動集会所を東に清瀬方面に約220メートル進んだ地点の道路の西側です。照会の場所は昭和63年建築の作業所が建っており、非農地と回答しました。以上であります。

議 長(中野均君)報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)なしと認めます。よって報告第16号を報告済みといたします。
- 議 長(中野均君)次に報告第17号について事務局から報告をいたします。
- 事務局長(佐々木勇悦君)9ページをお願いします。報告第17号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。10ページをお願いします。今回の照会件数は3件4筆です。現地調査は6月6日に実施し、十和田市への回答は6月8日に行っております。4番は長根尻地区農村公園から東に約270メートル進み、斎藤商店前の十字路を北に約400メートル進んだ地点の道路の東側です。照会の場所には水稲が作付されており、農地と回答しました。5番の①と②は隣接地で、晴山公民館を北東に道なりに約600メートル進んだ地点の道路の西側です。①には雑草が生えていましたが、耕起すれば農地に復元できることから、農地と回答しました。②は砂利が敷かれ、通路として利用されていることから、非農地と回答しました。6番はスーパーシティアサヒ十和田店の北側道路を赤沼方面に約1,000メートル進んだ地点にある栗山工務店前の十字路を南に約100メートル進み、突き当りを東に約30メートル進んだ道路の北側です。照会の場所は耕起され農地として管理されていることから、農地と回答しました。以上であります。
- 議 長(中野均君)報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)なしと認めます。よって報告第17号を報告済みといたします。
- 議長(中野均君) ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1 班で、調査員は小川班長、箕輪委員、山崎委員の3名です。6月6日に現地調査 及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。
- 議 長(中野均君)ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時11分

(委員 退席)

再開 午後2時12分

- 議 長(中野均君)休憩を解いて会議を再開いたします。
- 議 長(中野均君)次に議案第15号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(佐々木勇悦君) 1 1 ページをお願いします。議案第 1 5 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。
- 議 長(中野均君)許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。 16番 小川 正孝 委員、お願いいたします。
- 報告委員(小川正孝君)それでは第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は13件で、うち所有権移転が9件、賃借権設定が3件、使用貸借による権利の設定が1件です。まず所有権移転ですが、申請のあった9件のうち、申請番号44番は相手方要望による売買で、譲受人は新規就農者です。申請番号45番から52番までは贈与で、45番と46番は親から子へ、47番と48番は親戚への贈与です。49番と50番は知人同士でそれぞれ贈与し合うものです。51番と52番の譲受人は同一人で、51番は祖母から孫へ、52番は叔父から甥へ贈与するもので、こちらも新規就農です。次に賃貸借についてですが、14ページの46番は労力不足による貸借で、47番と48番は相手方要望により貸借します。申請番号49番は使用貸借で、こちらも相手方要望です。なお、12ページの申請番号44番と13ページの51番、52番は新規就農となるため、営農計画書を基に聴き取りを実施しましたが、特に問題はありませんでした。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。
- 議 長(中野均君)小川委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いた します。
- 事務局長(佐々木勇悦君)12ページ及び13ページの所有権移転のところですけれども、

13ページの51番と52番の譲受人は同一人で、譲渡人は同一世帯です。14ページをお願いします。賃貸権・使用貸借、47番は農業経営基盤強化促進法での貸付期限到来により再設定するものです。48番の一部農地は2ページの13番で解約したもので、その他農地は農業経営基盤強化促進法での貸付期限到来により再設定するものです。所有権移転の44番から52番まで及び貸借権・使用貸借の46番から49番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。

- 議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。
- 議 長(中野均君)はい、4番 竹浦委員。
- 委 員(竹浦寿広君) 51番、52番の_____さん。新規就農者。_____さんは田 が554平方メートルですけれども、これで全部ですか。

農地係長(越田守君)はい、お答えいたします。面積は記載のとおりでございます。

委員(竹浦寿広君)これで全部ですか。あとは農地を持っていない。

農地係長(越田守君)はい。台帳の記載のとおりで確認いたしまして、このとおりで載せております。

委 員(竹浦寿広君) その下の_____さん。職業は何をやっていますか。

農地係長(越田守君)はい。申請書では農業となっております。

- 議 長(中野均君) 4番、よろしいでしょうか。
- 議 長(中野均君) その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第15号は許可することに決定 いたしました。 議 長(中野均君)ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時19分

(_____ 委員 着席)

再開 午後2時20分

- 議 長(中野均君)休憩を解いて会議を再開いたします。
- 議 長(中野均君)次に議案第16号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(佐々木勇悦君)15ページお願いいたします。議案第16号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件でございます。16ページお願いいたします。今回証明願いのあった農地は平成29年4月11日に十和田市に農地と回答しております。4月14日開催の平成29年度第1回総会で報告したものです。公売の公告は平成29年5月24日、入札日時は平成29年6月27日午前10時から午前10時10分まで、開札日時は平成29年6月27日午前10時10分、売却決定日時は平成29年7月4日午前10時、経営拡張のため買受を希望するものです。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議 長(中野均君)ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時21分

(事務局から公売に係る土地の所有者及び最低公売価格についての説明をする。)

再開 午後2時22分

- 議 長(中野均君)休憩を解いて会議を再開いたします。
- 議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第16号は承認することに決定 いたしました。
- 議 長(中野均君)次に議案第17号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(佐々木勇悦君)17ページをお願いします。議案第17号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。18ページから20ページになります。賃借権の設定が1件11筆、24,040平方メートル、また使用貸借による権利が6件で19筆、45,819平方メートルです。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は全て10年間となっております。18ページ、賃借権です。18番は経営転換協力金の対象となります。19ページをお願いします。使用貸借による権利が6件で、13番と14番は経営転換協力金の対象となります。20ページをお願いします。15番は耕作者集積協力金の対象となります。20ページをお願いします。16番から18番は経営転換協力金の対象となります。以上であります。
- 議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第17号は承認することに決定 いたしました。
- 議 長(中野均君)次に議案第18号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を

いたします。

- 事務局長(佐々木勇悦君) 2 1 ページをお願いします。議案第18号、農地法第5条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の 規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付する ための意見を求める件でございます。
- 議 長(中野均君)許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。 16番 小川 正孝 委員、お願いします。
- 報告委員(小川正孝君)それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条 の農地転用は、今月は申請番号15番から21番までの7件です。まず、申請番 号15番ですが、転用事由はドラッグストア建築で、20年間の期間で賃借権を 設定します。申請番号16番と20番は共に自己住宅の建築で、建築により借家 住まいの解消を図ります。申請番号17番は資材置場の整備で、事業規模拡大の ため会社の隣接地を取得するものです。申請番号18番は物置建築及び駐車場整 備で、使用貸借により農地を借受け、物置を建築すると共に10台分の駐車場を 整備します。なお、申請地の一部が既に駐車場として利用されていることから、 始末書付きでの申請となります。申請番号19番も駐車場整備で、隣接する非農 地と併せて9台分の駐車場を整備します。こちらも申請地の一部が既に駐車場と して使われていることから、始末書が添付されています。申請番号21番は農業 用倉庫建築及び運搬用通路整備で、親から土地の贈与を受け、冷蔵設備を備えた 倉庫を建築するものです。次に農地区分についてですが、申請番号15番から1 8番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号 19番は用途地域内ではありませんが、市街地傾向の著しい地域であり、こちら も第3種農地となります。申請番号20番と21番は共に第1種農地ですが、2 0番は集落に接続して設置されるものであること、21番は農業用施設の建築で あることから、それぞれ不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の 結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認 められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。
- 議 長(中野均君)小川委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたし ます。
- 事務局長(佐々木勇悦君)補足説明いたします。15番の場所はローソン十和田三本木並木西店の道路を挟んだ向かいでございます。16番の場所はミニストップ十和田北里大学店東側道路を南に約330メートルの地点の道路の西側です。17番の場所は旧国道4号沿いにあるヤマダ電機テックランド十和田店から南に約110メートル進んだ交差点を東に約530メートル進んだ道路の南側にある______の隣接地です。18番の場所は県道十和田三戸線沿いにある有限会社

後沢商店北側道路を西に約230メートル進んだ道路の西側です。19番の場所はスーパーカケモ西金崎店東側道路を南に約330メートル進んだ道路の西側です。20番の場所はイオンスーパーセンター十和田店南側道路を西に1,500メートル進んだ道路の南側です。21番の場所は旧滝沢小学校南側隣接地でございます。以上です。

議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当 とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第18号は許可相当とすること に決定いたしました。
- 議 長(中野均君)次に議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(佐々木勇悦君)24ページをお願いします。議案第19号、平成28年度の 目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその 達成に向けた活動計画について。農林水産省経営局農地政策課長通知(平成2 8年3月4日付27経営第2933号)に基づき、別紙のとおり農業委員会活 動の点検・評価及び活動計画の決定について承認を求める件でございます。今 回の件につきましては、5月の総会の後の全員協議会で皆様にお示ししました が、その後農業委員の意見を聴いて本日の総会に提案することになりました。 25ページをお願いいたします。平成28年度の目標及びその達成に向けた活 動の点検・評価案でございます。農業委員からの意見を踏まえ、追加した部分 のみを説明いたします。32ページをお願いいたします。ローマ数字のWI、地 域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容について。農地利用最適化等に 関する事務。要望・意見といたしまして、①農業従事者の高齢化及び減少によ り、農地を貸したい人が増えています。担い手への農地の利用集積・集約をす すめる必要があると思います。②農地パトロールをすると、湿地と山間地の多 くが遊休化しています。地目変更等の誘導等をすすめる必要があると思います。 対処内容といたしまして、①については、後継者不足や高齢化の進行、遊休農 地が増加傾向にある中で、農地中間管理機構に対する農地の出し手の情報提供 を図りながら、農地の利用集積を促進する。②については、遊休農地の所有者 又は耕作者の意向を確認し遊休農地の解消を促すとともに、再生利用が困難と

見込まれる農地については非農地判断を進めていく。次に、農地法等によりその権限に属された事務。要望・意見ですけれども、移動農業委員会等を開催し、農地に関する身近な情報を発信していきたいと思います。対処内容として、農地法等によりその権限に属された事務については、公正・公平の確保と透明性の向上を図り、「農業委員会の適正な事務の実施について」を踏まえ、農地法やその他の関係法令等に基づいた法令業務の適正執行に努める。これらの農業委員会活動や業務について、移動農業委員会の開催等を通して広く周知する。次に33ページから35ページは平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画ですけれども、変更が無いため説明は省略させていただきます。以上であります。

- 議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。
- 議 長(中野均君)はい、20番 米田委員。
- 委員(米田一典君)32ページの先程の農地利用最適化等に関する事務についての意見のところでありますけれども、②番、まずは、遊休化しています。地目変更等の誘導等をすすめる必要があると思います。こういうことであります。それで確か、私の記憶に間違いがなければ、固定資産税が1.8倍、遊休化しているところが高くなるはずです。多分、もう施行されていると思いますが、場所が湿地なり山間地で担い手等が誰も借りたくない場所でありまして、なかなか担い手の規模拡大を図ろうとしても非常に困難で借りにくい場所でありますから、早急にですね、地目の変更なり、そういう場所を持っている方々の考えといいますか、地目変更するなり、そういう誘導を早急に進める必要があるのかなとそんな風に思いますので、農地パトロールを去年みたいに遅くしないでですね、ゆっくりとほうぼうを見ながら、早い時期にそのパトロールをもしていただければなと思います。これは要望とお願いです。
- 議 長(中野均君)要望ということで承っておきます。その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第19号は承認することに決定 いたしました。

- 議 長(中野均君)次に議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明を いたします。
- 事務局長(佐々木勇悦君)36ページをお願いします。議案第20号、十和田市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則の制定について。十和田市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する件でございます。提案理由といたしましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、議席の決定について所要の整備をするためのものでございます。37ページをお願いします。十和田市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則。十和田市農業委員会総会会議規則の一部を次のように改正する。第6条第1項中、選挙による委員の一般選挙後を、委員の任期満了による任命の後に改める。この規則は公布の日から施行する。以上であります。
- 議 長(中野均君)これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(中野均君)なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(中野均君)ご異議なしと認めます。よって議案第20号は承認することに決定 いたしました。
- 議 長(中野均君)以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。以上 をもちまして、平成29年度第3回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

------ 閉会 午後 2 時 3 9 分 ----------